

【厚生労働省の定める施設基準等の届出事項】

1. 当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている医療機関です。
2. 当院は、基本診療料の施設基準に適合している保険医療機関として、近畿厚生局長に届け出ています。
 - 一般病棟入院基本料（地域一般入院料1）
 - 療養病棟入院基本料（療養病棟基本料1）
 - 看護補助加算2
 - 機能強化加算
 - 療養環境加算
 - 療養病棟療養環境加算2
 - 感染対策向上加算3
 - 後発医薬品使用体制加算1
 - 病棟薬剤業務実施加算1
3. 当院は、特掲診療料の施設基準に適合している保険医療機関として、近畿厚生局長に届け出ています。
 - がん性疼痛緩和指導管理料
 - がん治療連携指導料（大阪医療センターと連携）
 - ニコチン依存症管理料
 - 薬剤管理指導料
 - 別添1の「第14の2」の1の（3）に規定する在宅療養支援病院
 - 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
 - CT撮影及びMRI撮影
 - 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅲ）
 - 運動器リハビリテーション料（Ⅲ）
 - 仙骨神経刺激装置植込術及び仙骨神経刺激装置交換術（便失禁）
 - 麻酔管理料（Ⅰ）
4. 当院は、入院時食事療養（Ⅰ）・入院時生活療養（Ⅰ）、酸素の購入単価に適合している保険医療機関として、近畿厚生局長に届け出ています。

【指定保険医療機関】

- 保険医療機関
- 労災指定医療機関
- 大阪市公害医療指定医療機関
- 生活保護法指定医療機関
- 感染症法

【保険外併用療養費】

入院期間が通算180日を超える場合、「厚生労働大臣が定める状態等」の除外要件に該当される方を除き、通算対象入院料の15%相当が別途、自費負担となります。この際、事前に患者様にご説明を行って、書面にて同意をいただくこととなります。

入院1日あたりの負担額	一般病棟
入院基本料の15%相当	1,764円

【施設基準を必要とする手術の届出項目及び件数】

区分1に分類される手術		手術の件数
ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	0
イ	斑下手術等	0
ウ	鼓室形成手術等	0
エ	肺悪性腫瘍手術等	0
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0

区分 2 に分類される手術		手術の件数
ア	靭帯断裂形成手術等	0
イ	水頭症手術等	0
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ	尿道形成手術等	0
オ	角膜移植術	0
カ	肝切除術等	0
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0

区分 3 に分類される手術		手術の件数
ア	上顎骨形成術等	0
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0
エ	母指化手術等	0
オ	内反足手術等	0
カ	食道切除再建術等	0
キ	同種腎移植術等	0

区分 4 に分類される手術		手術の件数
		0

その他の区分に分類される手術		手術の件数
	人工関節置換術	0
	乳児外科施設基準対象手術	0
	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	0
	冠動脈、大動脈バイパス移植術及び体外循環を要する手術	0
	経皮的冠動脈形成術	
	急性心筋梗塞に対するもの	0
	不安定狭心症に対するもの	0
	その他のもの	0
	経皮的冠動脈粥腫切除術	0

令和6年1月1日 ～ 令和6年12月31日迄の実施件数

【当病棟(3階)の看護職員の配置】

病床区分『 一般病棟入院基本料 』 【 地域一般入院基本料(1) 】

当病棟では、1日に3人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。

なお、時間帯ごとの配置はそれぞれ次の通りです。

時間帯	看護職員1人当たりの受け持ち患者数
朝 8時30分 から 夕方 17時30分 まで	4人 以内
夕方 16時30分 から 翌朝 9時30分 まで	6人 以内

※受け持ち人数は、重症度や休日などの要因で変わることがあります。

※また、院内感染防止、医療安全管理、褥瘡対策に係る体制を準備しています。

【当病棟(4階)の看護職員の配置】

病床区分『療養病棟入院基本料』 【療養病棟入院基本料(1)】

当病棟では、1日に4人以上の看護職員(看護師及び准看護師並びに看護補助者)が勤務しています。

なお、時間帯ごとの配置はそれぞれ次の通りです。

時間帯	看護職員1人当たりの受け持ち患者数
朝 8時30分から 夕方17時30分まで	6人 以内
夕方16時30分から 翌朝 9時30分まで	12人 以内

※受け持ち人数は、重症度や休日などの要因で変わることがあります。

※また、**院内感染防止、医療安全管理、褥瘡対策**に係る体制を準備しています。

【入院時食事療養】

当院では、入院時食事療養の届け出を行っています。

管理栄養士によって管理された食事を※1 適時・適温にて提供しています。

※1 朝食：朝8時 昼食：昼12時 夕食：夕方6時以降

※ 食事提供後は早めにお召し上がりください。

夏季は食中毒が起こりやすいため、十分にご注意ください。

また、外部からの食べ物の持ち込みは固くお断り申し上げます。

【特別の療養環境(室料差額)一覧】

病室番号	1日使用料金	その他
3 F 302	11,000円(税込)	テレビ・冷蔵庫・トイレ完備
3 F 303	11,000円(税込)	テレビ・冷蔵庫・トイレ完備
3 F 305	11,000円(税込)	テレビ・冷蔵庫・トイレ完備
3 F 306	11,000円(税込)	テレビ・冷蔵庫・トイレ完備
3 F 301 (2人部屋)	5,500円(税込) (1人あたり)	テレビ・冷蔵庫
4 F 406	11,000円(税込)	テレビ・冷蔵庫・トイレ完備

【療養の給付と直接関係のないサービスなどの費用徴収】

	表示はすべて税込
当院診断書(当院様式)	2,200円
診断書・証明書(当院様式以外)	3,300円

生命保険診断書	6, 0 5 0 円
後遺症診断	8, 8 0 0 円
身体障害者意見書	8, 8 0 0 円
おむつ申請書	1, 1 0 0 円
領収証明書	1, 1 0 0 円
病衣（1日につき）	8 0 円

【明細書発行】

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、希望される方については明細書を無料で発行しております。

なお、明細書には使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されますのでご理解下さい。ご家族の方が代理で会計を行う場合の、その代理の方への発行も含めて明細書の発行を希望されない方は会計窓口にてお申し出下さい。

□加算にかかるご案内

【機能強化加算】

当院は地域におけるかかりつけ医機能として、健康診断の結果に関する相談などの健康管理に関するご相談に応じています。また、必要に応じて専門の医師・医療機関をご紹介します。介護・保健・福祉サービスの利用に関するご相談や、夜間・休日の問い合わせの対応を行っています。

【後発医薬品使用体制加算】

当院では、入院及び外来において、

- ・後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用に積極的に取り組んでおります。
- ・医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の処方の変更や治療計画の見直し等、適切な対応ができる体制を整備しております。
- ・医薬品の供給状況によって薬剤を変更する必要が発生した際は、患者様に十分な説明を行います。

【一般名処方加算】

当院では、一般名処方の推進に努めています。

一般名処方にすることは、医薬品の供給が不安定な状況となっていることから、保険薬局において銘柄によらず調剤できるよう、一般名で処方箋を発行させていただく場合があります。

なお、令和6年10月より後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただいておりますのでご承知おさください。（先発医薬品を処方する必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。）ご不明な点がありましたらお問い合わせください。

【長期収載品の選定療養】

後発医薬品(ジェネリック医薬品)がある薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金（先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当の料金）をお支払いいただきます。

※「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。

※先発医薬品を処方する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

※みなさまの保険料や税金でまかなわれている医療保険の負担を公平にし、将来にわたり国民皆保険を守っていくため、国は、価格の安い後発医薬品への置き換えを進めています。そのため、医療上の必要性がある場合等を除き、より価格の高い一部の先発医薬品を希望される場合には、「特別の料金」として、ご負担をお願いする事となりました。これにより医療機関の収入が増えるわけではなく、保険給付が減少することにより医療保険財政が改善されますので、ご理解とご協力をお願いいたします。